

上田市運送事業者等事業継続支援交付金 申請要項

1. 目的

市民の暮らしや産業活動を支える運送事業者等が原油価格の高騰の影響を受ける中、運送事業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で交付金を交付する。

2. 交付額（対象車両1台あたり）

軽自動車・自動二輪車 15,000円

上記以外の自動車 30,000円

（対象車両については「5. 対象車両」をご確認ください）

3. 申請受付期間

令和7年4月1日（火曜日）～令和7年5月30日（金曜日）消印有効

4. 交付対象者

上田市内に本店登記のある法人 又は

上田市に住所登録のある個人事業主で、次の①～③の事業を営む者

- ① 貨物自動車運送事業（特定貨物運送事業及び霊柩運送事業を除く）
- ② 旅客自動車運送事業のうち
 - ・一般貸切旅客自動車運送事業
 - ・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業のみ）
- ③ 自動車運転代行業

5. 対象車両

交付対象者①・② 令和7年3月1日時点で長野運輸支局において上田市内に登録のある車両

交付対象者③ 現に業務で使用しており、業務を遂行する上で有効な任意保険に加入している車両

※本店登記や住民票が上田市内にある法人・個人事業主が所有する車両であっても、上田市外の事業所に登録のある車両は対象外です。

6. 申請手続き等について

【申請書類の提出方法】

郵送で下記宛先に提出してください。

<送付先>

〒386-8601 上田市大手1-11-16

『上田市産業振興部 商工課』 行き

【裏面に続く】

【申請書類一覧】

書類名	具体的記載・添付内容等		様式有無
①交付金申請書 兼 口座振込依頼書	申請者の基本情報、振込口座情報		様式 1
②誓約書	誓約内容への同意署名		様式 2
③対象車両一覧	車両のナンバー、車台番号、自動車の種別		様式 3
④申請書類チェックリスト	各種添付資料の添付状況チェック		様式 4
⑤事業者確認書類	【法人】	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び直近の経理簿等の写し※1	—
	【個人】	本人確認書類の写し（住民票又は運転免許証）及び直近の経理簿等の写し※1	
⑥営業許可書等の 写し	貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送業法に規定する許可証又は事業経営届出書	—
	旅客自動車運送事業者	道路運送法に規定する許可証	—
	自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に規定する認可証	—
⑦車検証	交付金を受けようとする全ての営業車両の車検証の写し		—
⑧保険証券の写し	交付金を受けようとする全ての営業車両の任意保険証券の写し（自動車運転代行業のみ）※2		—
⑨その他	振込口座通帳の写し（口座名義が分かる通帳の見開きページ等）		—

- ※1 令和 6 年 3 月以降の月締め売上帳簿等（売上が 0 円の月の台帳等は不可）を添付してください
- ※2 対人・対物補償のほか、搭乗運転者傷害補償及び顧客車両補償等への加入が確認できるもの

【申請書類の入手方法】

同封の申請書類をご利用いただくか、上田市ホームページからダウンロードしてください。

検索🔍上田市運送事業者等事業継続支援交付金

7. その他

提出書類に不備等がなければ、書類到着から約2週間で指定口座に交付金を入金します。また、住所地宛に交付決定通知書（不交付決定の場合は不交付決定通知書）を送付しますので御確認ください。

8. お問い合わせ先

上田市産業振興部商工課 TEL 0268-23-5395（平日8:30－17:15）